



平成30年12月5日  
内閣府（防災担当）

「平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、10月1日（月）公布・施行されましたが、別紙のとおり、措置及び対象地域を追加指定する政令が11月30日（金）に閣議決定され、本日（12月5日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）付 武藤、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

# 「平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

## 1. 激甚災害の指定

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害

(※台風第19号、第20号及び第21号等による一連の災害)

## 2. 適用措置の指定

【局激】

：今回追加指定となった適用措置及び対象地域

【適用措置】	【対象地域】
<p>○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 （過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→84%に嵩上げ）</p> <p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （法第24条第1項、第3項、第4項） 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。</p>	<p>新潟県 粟島浦村 長野県 大鹿村 和歌山県 古座川町</p>
<p>○農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条） 農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 （過去5カ年の実績の平均では農地は82%→95%に嵩上げ）</p> <p>○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （法第24条第2項～4項） 国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。</p>	<p>大阪府 豊能町 奈良県 野迫川村 上北山村 和歌山県 新宮市 高野町 白浜町</p>
<p>○農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条） 農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。 （一般災害 20% → 最高 90%）</p>	<p>和歌山県 白浜町</p>
<p>○森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2） 都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採、搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、1/2を補助。</p>	<p>大阪府 高槻市</p>

## 3. スケジュール

11月30日（金） 閣議決定

12月 5日（水） 公布・施行

政令第三百三十二号

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

「ハ 和歌山県西牟婁郡白浜町

法第五条、第六条及び第二十四条第二項までに規定する措置

項から第四

「ハ 和歌山県西牟婁郡白浜町

法第五条、第六条及び第二十四条第二項までに規定する措置

二 大阪府高槻市

法第十一条の二に規定する措置

二項から第四

に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成三十年政令第二百八十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定） 第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>適用すべき措置</p>	<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定） 第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>適用すべき措置</p>
<p>激 甚 災 害 平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ 新潟県岩船郡粟島浦村、長野県下伊那郡大鹿村及び和歌山県東牟婁郡古座川町 ロ 大阪府豊能郡豊能町、奈良県吉野郡野迫川村及び上北山村並びに和歌山県新宮市及び伊都郡高野町 ハ 和歌山県西牟婁郡白浜町</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>	<p>激 甚 災 害 平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ 新潟県岩船郡粟島浦村、長野県下伊那郡大鹿村及び和歌山県東牟婁郡古座川町 ロ 大阪府豊能郡豊能町、奈良県吉野郡野迫川村及び上北山村並びに和歌山県新宮市及び伊都郡高野町 ハ 和歌山県西牟婁郡白浜町</p>	<p>（新設） 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置 （新設）</p>
<p>二 大阪府高槻市</p>	<p>法第十一条の二に規定する措置</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

# 激甚災害指定により適用される措置の概要①

(平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

## (第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

＜措置の概要＞

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されないにもかかわらず、国库負担率の高上げ等の措置を段階的に適用。  
(2/3→3/4→4/4)

## (第5条) 農地等の災害復旧事業等

＜措置の概要＞

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
  - 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の高上げ等の措置を適用
    - ・ 農地（災害時） 82.3%
    - ・ 農業用施設（水路、ため池、農道等）（災害時） 92.5%
    - ・ 林道（災害時） 80.0%（農林水産業施設災害復旧事業費国库補助の暫定措置に関する法律）
- ※補助率は、過去5カ年の実績の平均

＜激甚災害指定時の措置＞

- さらに補助率等を高上げ(※)  
(例) 公共土木施設災害復旧事業 70% ⇒ 84%  
(過去5カ年の実績の平均)
- ※ブール計算方式(個別事業ごとに補助率を上げるのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

＜激甚災害指定時の措置＞

- さらに補助率を高上げ
  - 農地 82.3% ⇒ 95.7%
  - 農業用施設 92.5% ⇒ 98.1%
  - 林道 80.0% ⇒ 91.6%(過去5カ年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

# 激甚災害指定により適用される措置の概要②

(平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

追加で指定

## (第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

＜措置の概要＞

- 農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等）の災害復旧事業が対象。
- 災害時（激甚指定無し）：補助率 2 / 10



＜激甚災害指定時の措置＞

- 補助率を高上げ  
2 / 10 ⇒ 告示地域※ 9 / 10 (40万円未満は4 / 10)  
告示地域以外 5 / 10 (40万円未満は3 / 10)

※農地・農業用施設の災害復旧個人負担額が高い市町村等

## (第11条の2) 森林災害復旧事業に対する補助

＜措置の概要＞

- 森林災害復旧事業は、激甚災害を受けた被害樹木等の伐採、搬出、伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設を行う事業。
- 災害時（激甚指定なし）：補助なし



＜激甚災害指定時の措置＞

- 都道府県が実施する場合：国1 / 2
- 都道府県以外の者が実施する場合：国1 / 2、都道府県1 / 6（市町村、森林組合等）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく

# 激甚災害指定により適用される措置の概要③

(平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令)

## (第24条)小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

### <措置の概要>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
- 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。  
(例)
  - 一般単独災害復旧事業(例:公共土木施設等)  
充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%~85.5%  
(財政力補正)

### <激甚災害指定時の措置>

- 小災害復旧事業債(例:公共土木施設小災害債)  
【都道府県・指定都市】  
1箇所以上の工場の費用が80万円以上120万円未満のもの  
【市町村】  
1箇所の工場の費用が30万円以上60万円未満のもの  
充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%~95.0%  
(財政力補正)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の災害に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく